その他告示

○厚生労働省告示第三百五十九号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第七条及び第八条第二項の規定に基づき、国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年十月一日から適用する。

令和八年九月二十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険料の前納期間） **第一条**　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。 一・二　（略） 三　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、前二号のいずれかに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二又は法第八十八条の三第一項若しくは第二項の規定に該当するときを除く。）　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間 （表略） 四～七　（略） 八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間 イ　（略） ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間（産前産後免除期間が終了する月の翌月から法第八十八条の三第一項に規定する期間が開始する場合は当該期間を除く。） ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和十年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間（ロに定める期間及び産前産後免除期間が終了する月の翌月から法第八十八条の三第一項に規定する期間が開始する場合は当該期間を除く。） 九　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の三第一項又は第二項の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間 イ　法第八十八条の三第一項又は第二項に規定する期間（以下「育児免除期間」という。）が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間	（保険料の前納期間） **第一条**　国民年金法施行令第七条に規定する厚生労働大臣が定める期間は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期間とする。 一・二　（略） 三　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、前二号のいずれかに定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至る被保険者（当該期間内に法第八十八条の二の規定に該当するときを除く。）　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる当該被保険者の生年月日に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる期間 （表略） 四～七　（略） 八　保険料及び付加保険料を前納しようとする場合において、第一号又は第二号に定める期間内に法第八十八条の二の規定に該当する被保険者　第一号及び第二号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれか又は全ての期間 イ　（略） ロ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和九年三月（第一号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間 ハ　産前産後免除期間が終了する月の翌月以降の月から令和十年三月（第二号に定める期間内に法第九条第三号の規定に該当するに至るとき又は法第八十九条第二項の規定による申出に係る期間が終了するに至るときは、同号の規定に該当するに至る日の属する月の前月又は当該期間が終了する月）までの期間（ロに定める期間を除く。） （新設）